

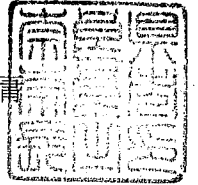


別紙様式第2号 (第3関係)

令和3年4月14日

奈良市議会議長 三浦教次様

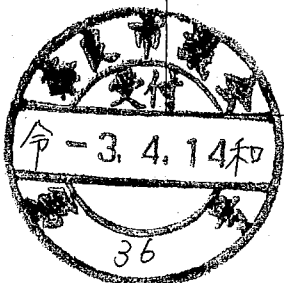
回答者 奈良市長 仲川元庸



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく阪本美知子議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	機構改革について
回答内容	<p>①「男女共同参画課」を廃止して「共生社会推進課男女共同参画室」にする理由について</p> <p>本市では、簡素で効率的な行政組織の実現を目指しており、業務が密接に関連する課の統合を進めてきました。今回の組織改正により、人権問題、男女共同参画、性的マイノリティなど、多様性を認める共生社会に関する取組を総合的に推進していくため、男女共同参画課を廃止し、男女共同参画室として共生社会推進課に統合したものです。</p> <p>②「課」と「室」の行政的な権限の違いについて</p> <p>課長や室長の専決権は奈良市事務専決規程において定めております。全体的な統括は課で行いますが、課と室が別の庁舎にある場合は業務の効率性等を考慮して、事務の一部は室内で完結する体制としております。</p> <p>③共生社会推進課の事業の内容について</p> <p>人権施策や男女共同参画施策の総合的な企画調整や啓発に関</p>



すること、性的マイノリティ等多様な文化及び価値観等を尊重する社会の形成に関することが主な事業内容であり、従前の事業内容から大きな変更が生じるものではございません。

④今回の機構改革は、時代の要請に逆行するものであり、ジェンダー平等の取り組みを後退させるものであると思料するが、その見解について

今回の改正によって、組織の位置付けは課のかいとなりますが、男女共同参画センターや職員数は維持したまま、室長の専決権も付与した上で業務に取り組む体制を整えております。議員ご指摘のとおり、発表されているジェンダーギャップ指数は日本の後進性を示すもので、ジェンダー平等の実現は重要な課題であると認識しており、引き続き男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

(担当部局：総合政策部人事課)

受理日	3年4月14日
-----	---------